

(別紙1) 仕様書

1 主催 静岡県

2 対象 県民全般

3 実施概要 本事業は、概ね以下のとおり実施することとする。

(1) 目的

- ・多くの県民に手話に触れる機会を創出する。
- ・手話は言語であることの理解を促進する。

(2) 事業概要

ア 手話体験イベント

- ・県内のイベント会場及び大型商業施設内催事場等で7回以上の手話体験ブースの設置、運営。
- ・各回、手話あいさつ運動推進員（以下、「推進員」という。）を活用すること。
（目安：半日開催で6人、終日開催で12人）

イ 普及啓発

- ・手話や聴覚障害者への理解についての周知。（手話国際言語デー（9月23日）の周知を含む。）

4 実施方針

- (1) 参加者が、手話が言語であることを理解し、また手話への興味を促進し、手話で簡単なあいさつができるようになる内容とすること。
- (2) 手話体験イベント及び普及啓発は相乗効果が得られる内容とすること。

5 委託業務の内容

(1) 手話体験イベント

ア 出展イベントの選定

- ・広く県民が参加するイベント会場であること。
- ・1か所は県主催のイベントで出展すること。（大型商業施設内催事場で行う場合の会場は、県が指定する。）

イ 体験イベント運営業務

- ・装飾に係る業務。（デザイン、製作、設置、撤去）
- ・イベント来場者の参加意欲を促進するような内容とすること。
- ・手話の指導は、県が手配する推進員が行うものとする。
- ・推進員は手話通訳者、手話サークル会員（聴者）、ろう者各1名以上とし、打合せ時のろう者への情報保障としての手話通訳は推進員の手話通訳者が行う。
- ・運営マニュアルを作成すること。
- ・イベント来場者へブースへの誘客を行うこと。
- ・配布用の記念品を作成する場合には、障害者支援施設等への発注に努めること。
- ・記録（当日記録の作成、写真撮影及び参加人数の集計等）

- ・他イベント及び地域との連携等、効果的な集客を図る業務。
- ・イベント主催者（県、市町等）との調整。

ウ 推進員管理業務

- ・県が手配した推進員に対して、集合時間等必要な案内を行うこと。
- ・推進員への報償費の支払い。（1日当たりQuoカード1,500円分（交通費込み））
- ・推進員の休憩の管理。

(2) 普及啓発

- ・手話や聴覚障害者への理解について広く県民に周知する方法の提案。

(3) 本仕様書にない独自の提案に係る業務。

6 成果物の提出

上記5の内容の履行を証明できるもの（紙媒体及び電子データ）を成果物として静岡県に提出すること。その提出期限は静岡県の指示によるものとする。

7 再委託の制限等

- (1) 受託者は、本業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- (2) 受託者は、本業務の一部を第三者に委託することができる。この場合は、事前に静岡県に対して書面にて、再委託の内容、再委託先（商号又は名称）、その他再委託先に対する管理方法等必要事項を報告しなければならない。

8 個人情報の取り扱い

個人情報保護法及び静岡県個人情報保護条例、静岡県情報公開請求条例等の関係法令に基づき、適切に取り扱わなければならない。

9 契約限度額

2,482,000円 上限（税込）

10 その他留意点等

- (1) 複数の企画提案は認めない。
- (2) 提案企画は、本事業の目的及び開催方針に沿うよう留意すること。
- (3) 本企画提案にかかる一切の経費（プレゼンテーションに係る経費を含む。）は提案者の負担とする。
- (4) 提案企画等は実施可能なものであり、原則として提案側で管理運営すること。
- (5) 契約により生じる著作権その他一切の権利は委託者に帰属する。
- (6) 契約候補者選定後、協議の上、契約を締結するが、選定された企画提案の内容は、契約限度額の範囲内で修正をする場合がある。
- (7) 提出された企画提案書その他の書類は返却しない。
- (8) 業務遂行上必要な資機材及び材料は受託者が用意すること。
- (9) 業務遂行上必要な許可等の調整は受託者が行うこと。
- (10) 県が手配する推進員について、イベント主催者の保険が適用されない場合は、イベント保険への加入等を行うこと。